

日本に輸入される試験研究用犬又は猫の輸入に関する手引書(最終更新 2018年9月)

農林水産省 動物検疫所

本手引書は、日本の農林水産大臣に指定された施設(以下指定生産施設)で生産(飼養)された試験研究用に供する犬又は猫のみに適用されます。

日本に輸入される試験研究用の犬又は猫(以下犬又は猫)は、狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法(犬のみ)に基づく輸入検疫を受ける必要があります。以下の条件を充たして日本に到着した犬又は猫の係留期間は、12 時間以内です。条件を充たしていない犬又は猫は、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180 日)の係留検査を受けることになります。犬又は猫は検査の結果、返送又は処分されることがあります。

本手引書は、犬又は猫に必要な事前の処置及び手続きの詳細、日本到着時の輸入検疫等について記しています。

輸出国政府機関の証明書:本手引書に沿って、輸出国政府機関が発行する証明書を取得しなければなりません。日本の推奨様式(Form AD)を使用することをお勧めします。Form AD は、動物検疫所 Web サイト(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手することができます(詳細は1(5)参照)。

#### **※ 輸入者の責務**

輸出国での検査・処置、書類の準備、犬等の輸送、日本到着時の輸入検査申請手続、係留検査中の犬等の飼養管理、民間獣医師による診療、検査終了後の手続、犬等の引取り、犬等の返送・処分等は、輸入者の責任と費用負担により行ってください。また、係留中の民間獣医師による診療は往診のみとなります。

輸入者は、これらのことを了承した上で、犬等を輸入してください。

## 目次

1. 輸入前の準備
  - (1) マイクロチップの装着
  - (2) 事前届出書の提出
  - (3) 届出受理書
  - (4) 出国前の臨床検査
  - (5) 輸出国政府機関の証明書の取得
  - (6) 輸送
2. 推奨される処置等
  - (1) 予防注射
  - (2) 寄生虫の駆除
  - (3) 輸送ケージ
  - (4) 到着予定の連絡
  - (5) 輸送、係留に適する健康状態
3. 輸入検疫
  - (1) 到着時の検査
  - (2) 係留検査
4. 輸入者の責務
5. 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧
6. 対象となる動物種

日本に到着した犬又は猫の係留期間が 12 時間以内となるための条件は、次の1を全て満たしていることです。1を満たしていない犬又は猫は、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180 日以内)の係留検査を受けることになります。また検査の結果、返送又は処分されることがあります。

## 1. 輸入前の準備

次の(1)及び(4)については、輸出国政府機関の証明書に記載されなければなりません。犬又は猫を輸入しようとする方(以下、輸入者)は、あらかじめ日本の推奨する証明書様式(Form AD)を入手し、処置を行った獣医師に必要事項を記載してもらい、最後に輸出国政府機関の裏書きを取得する方法を勧めます。証明書の推奨様式は、動物検疫所Webサイト(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手できます。

### (1) マイクロチップの装着

国際標準化機構(ISO)11784 及び 11785 に適合するマイクロチップを犬又は猫に装着します。マイクロチップの装着方法は使用説明書に従い、装着後は確実にマイクロチップが入っていることを確認してください。なお、指定生産施設において入れ墨(規則化された文字、番号列からなるもの)による生産管理が行われている場合には、マイクロチップと同等の個体識別法として見なされます。

また、出国前の臨床検査時には、必ずマイクロチップ又は入れ墨の番号を読みとり、個体を確認してください。既に入っているマイクロチップや装着したマイクロチップが ISO11784 及び 11785 規格以外の場合は、輸入者は自ら適合する読み取り機を用意し、マイクロチップ番号を確認できるようにしてください。なお、一部の ISO 規格以外のマイクロチップについては、動物検疫所において読み取り可能な場合もありますので、事前に到着予定港の動物検疫所にお問い合わせください。

輸出国政府機関の証明書には、マイクロチップ又は入れ墨の番号が記載されなければなりません(1(5)参照)。日本到着時の輸入検査でマイクロチップ又は入れ墨の番号が確認できない、あるいはマイクロチップ又は入れ墨の番号が輸出国政府機関の証明書と照合できない動物は、180 日間の係留検査となります。マイクロチップ又は入れ墨の番号を含め、何れの方法でも輸出国政府機関の証明書との照合ができない犬は、検査証明書がないものとして返送となります。

### (2) 事前届出の提出

動物を搭載した船舶又は航空機が日本に到着する日の40日前までに、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所に「届出書」(犬は「狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入に関する届出書」、猫は「狂犬病予防法に基づく動物の輸入に関する届出書」)を Fax 又は郵送にて提出してください。変更あるいは追加情報がある場合は、「変更届出書」を提出してください。「届出書」と「変更届出書」は、動物検疫所 Web サイト(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手できます。係留検査の予定について、動物検疫所が輸入者に問い合わせることがあります。届出書には、連絡先(電話番号、ファクシミリ、電子メールアドレス)を明記してください(主要空港(港)を管轄する動物検疫所は、5参照)。

なお、日本到着後に 12 時間を超える係留検査となる予定で、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所の係留施設以外での係留を希望する場合は、届出書提出時にお知らせください(係留施設の所在地は、3(2)を参照)。

### (3) 届出受理書

届出書が受け付けられると、動物検疫所から輸入者に対し、「動物の輸入に関する届出受理書」が交

付されます。受理書は Fax、電子メール又は郵送にて届出者に送付されます。届出者以外への送付を希望する場合は届出書提出時にお知らせください。

犬又は猫の輸入検査申請時に、受理書に付される受理番号が必要となりますので、必ずご確認ください。また、犬又は猫の搭載時に、受理書を航空会社等に提示してください。

#### (4) 出国前の臨床検査

出国前(できる限り搭載前2日以内)に、狂犬病(犬は、狂犬病とレプトスピラ症)にかかっていない又はかかっている疑いがないかどうか、獣医師による臨床検査を受けてください(1(5)参照)。

#### (5) 輸出国政府機関発行の証明書の取得

輸出国政府機関が発行する証明書を取得し、日本到着時に動物検疫所に提出しなければなりません。証明書が処置を行った民間の獣医師により署名されている場合、輸出国政府機関の裏書き(公的機関の獣医師のサインと公印、所属機関名、サインした日付)がなければ、日本到着時に証明書として認められませんのでご注意ください。証明書は、日本の推奨する様式(Form AD)を使用することをお勧めします。証明書の推奨様式は、動物検疫所 Web サイト(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手することができます。

#### 【証明書の主な記載事項】

- ① マイクロチップ(番号、挿入年月日)又は入れ墨(番号、標識年月日)
- ② 狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと(犬は、狂犬病及びレプトスピラ症にかかっていないこと又はかかっている疑いがないこと)
- ③ 指定生産施設の所在地・名称
- ④ 指定生産施設で生産された、又は飼養されていた犬又は猫であること
- ⑤ 輸出前 180 日間、③の施設へ犬又は猫の導入が行われておらず、輸出前 180 日間以上(若しくは犬又は猫が出生して以来)隔離されて飼養されていたこと
- ⑥ ③の施設には、過去2年間狂犬病の発生がなかったこと
- ⑦ 狂犬病以外の予防注射、寄生虫の駆除(注射・処置年月日、注射・処置した獣医師の住所・氏名、ワクチンの有効免疫期間、製品名)
- ⑧ 輸送ケージの封印番号(1(6)参照)

#### (6) 輸送

犬又は猫は、指定生産施設から搬出される際に、必ず輸送ケージは封印され、ケージの封印のシール番号あるいはマーク等は輸出国政府機関の証明書に記載されなければなりません。

日本到着時、上記のことが確認できない(例えば、封印が壊れている、封印様式が輸出国政府機関発行の証明書と照合できない等)場合、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180日)係留されることになります。

## 2. 推奨される処置等

日本に輸入される犬又は猫について以下のことを推奨します。特に、日本到着時に12時間を超える係留検査を受ける犬又は猫は動物の健康管理及び係留施設の衛生管理上、予防注射や寄生虫駆除を実施しておくことを強く勧めます。

### (1) 予防注射

91日齢以上の犬又は猫は、日本到着の30日以前(ワクチンの有効免疫期間内)に次の予防注射を勧めます。

犬:ジステンパー、伝染性肝炎(アデノウイルス2型感染症で可)、パルボウイルス感染症の3種混合  
(パラインフルエンザ、レプトスピラ症、コロナウイルス感染症は推奨)

猫:猫ウイルス性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症、猫汎白血球減少症の3種混合

なお、91日齢未満の動物は、獣医師の指導の下、免疫効果を獲得できる時期・回数で、できる限り接種をするようにしてください。

### (2) 寄生虫の駆除

出国前(搭載前4日以内)に次の寄生虫駆除を勧めます。

外部寄生虫:ダニ・ノミに効果のある薬剤で処置し、輸出時の臨床検査においてダニやノミの寄生を認めないことを確認してください。

内部寄生虫:線虫類・条虫類に効果のある薬剤を投与してください。

### (3) 輸送ケージ

犬又は猫に苦痛を与えず、逃亡を防ぎ、安全に輸送されるため、次のことを勧めます。

- ・ 動物はできる限り1頭ごとに個別の輸送ケージに入れる。
- ・ 輸送ケージは国際航空運送協会(IATA)に準じ、動物が自由に立つ・座る・寝る・回転することができる大きさとし、換気に十分な通気穴を有するものとする。また、通気穴や金網部から動物の鼻先や手足が出ることがなく、逃亡防止の機能を持った構造とする。

### (4) 到着予定の連絡

到着時の手続を迅速に行うために、日本到着の4日前から前日までに、事前届出の受理番号、搭載便(船)名、到着予定空港(港)、到着予定時刻を、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所へ電話、ファクシミリ又は電子メールで連絡してください。

### (5) 輸送、係留に適する健康状態

次の犬又は猫は、輸送、係留に適さないので輸入を勧めません。やむを得ず輸入する場合は、事前に輸送及び係留検査に耐えるか、かかりつけの獣医師と相談してください。

- ・ 幼齢、老齢のもの
- ・ 妊娠中や授乳中のもの
- ・ 既往症がある、病弱、投薬中(寄生虫駆除薬は除く)あるいは負傷しているもの 等

## 3. 輸入検疫

### (1) 到着時の検査

輸入者は、犬又は猫が日本に到着したら速やかに、到着空港(港)を管轄する動物検疫所に輸入検査申請書を提出し、輸入検疫を受けなければなりません。この際、輸出国政府機関発行の証明書及びその他の必要書類を提出してください。動物検疫所の家畜防疫官が、書類審査及び犬又は猫の確認を行います。個体識別がなされ、証明書の記載事項により条件を充たしていることが確認された犬又は

猫の係留期間は12時間以内となり、通常は短時間で検査が終了します。条件をすべて満たしていない又は満たしていることが確認できない場合は動物検疫所の施設で係留検査を受けることになります(180日)。

## (2) 係留検査

係留検査は、動物検疫所の係留施設で他の動物から隔離されて行われ、狂犬病(犬は、狂犬病及びレプトスピラ症)にかかっているかについて検査します。必要に応じて精密検査を行います。係留期間及び場所は動物検疫所から指示されますが、特に希望する場所がある場合は、届出書提出時にお知らせください。

係留検査は動物検疫所が行います。しかし、例えば到着空港(港)から係留施設までの輸送、係留中の飼養管理、獣医の往診、犬又は猫の返送・放棄・処分とその費用は、全て輸入者の負担になります。飼養管理は管理業者等に委託することができます。成田支所、羽田空港支所、関西空港支所の係留施設には管理業者が常駐しています(2018年3月現在)。これ以外については事前に委託する業者を準備してください。

係留室の広さや施設環境、入退場の規制などは各施設によって異なります。これらのことについては次の動物検疫所にお問い合わせください。

### 【係留施設が整備されている動物検疫所(及び最寄りの空港(港))】

北海道・東北支所(新千歳空港、苫小牧港)、成田支所<sup>☆</sup>(成田国際空港)、羽田空港支所<sup>☆</sup>(東京国際空港、東京港)、関西空港支所<sup>☆</sup>(関西国際空港)、中部空港支所(中部国際空港、名古屋港)、沖縄支所(那覇空港、那覇港)、福岡空港出張所(福岡空港)、鹿児島空港出張所(鹿児島空港、鹿児島港)、動物検疫所(横浜本所:京浜港)、神戸支所(神戸港)、大阪出張所(大阪港)、門司支所(関門港)

☆は管理業者が常駐している係留施設

## 4. 輸入者の責務

日本到着時及び係留期間中の検査を除き、輸出国での検査・処置、書類の準備、犬又は猫の輸送、日本到着時の輸入検査申請手続き、係留検査中の犬又は猫の飼養管理、民間獣医師による診療、検査終了後の手続き、犬又は猫の引取り、犬又は猫の返送・処分等は、輸入者の責任と負担において行われます。また、民間獣医師による診療は往診のみにより行われます。輸入者は、これらのことを了承した上で、犬又は猫を輸入してください。

## 5. 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧

主な空港(港)と管轄する動物検疫所は次表のとおりです。

所 名	輸入空海港	電 話	FAX	電子メール
北海道・東北支所	苫小牧港、 新千歳空港	0123-24-6080	0123-24-6091	aqs.spk@maff.go.jp
成田支所	成田国際空港	0476-32-6664	0476-34-4261	aqs.nrtr1@maff.go.jp (第1ターミナル利用)
犬・猫輸出入手続窓口				aqs.nrtr2@maff.go.jp (第2ターミナル利用)
				aqs.nrtcargo@maff.go.jp (貨物利用)
羽田空港支所	東京国際空港	03-5757-9752	03-5757-9758	aqs.hnd@maff.go.jp
(貨物合同庁舎)	東京国際空港	03-5757-9755	03-5757-9760	aqs.hndcargo@maff.go.jp
横浜本所(動物検疫課)	京浜港	045-751-5973	045-751-5951	aqs.yokdobutu@maff.go.jp
中部空港支所	中部国際空港	0569-38-8577	0569-38-8585	aqs.nga@maff.go.jp
名古屋出張所	名古屋港	052-651-0334	052-661-0203	aqs.ngo@maff.go.jp
関西空港支所検疫第1課	関西国際空港	072-455-1956	072-455-1957	aqs.kixk1@maff.go.jp
(貨物事務所)	関西国際空港	072-455-1958	072-455-1959	aqs.kixcargo@maff.go.jp
神戸支所	阪神港(兵庫)	078-222-8990	078-222-8993	aqs.ukb@maff.go.jp
大阪出張所	阪神港(大阪)	06-6575-3466	06-6575-0977	aqs.osa@maff.go.jp
門司支所	関門港、 北九州空港	093-321-1116	093-332-5858	aqs.moj@maff.go.jp
博多出張所	博多港	092-262-5285	092-262-5283	aqs.hkt@maff.go.jp
福岡空港出張所	福岡空港	092-477-0080	092-477-7580	aqs.fuk@maff.go.jp
鹿児島空港出張所	鹿児島空港、 鹿児島港	0995-43-9061	0995-43-9066	aqs.kop@maff.go.jp
沖縄支所	那覇港	098-861-4370	098-862-0093	aqs.nah@maff.go.jp
那覇空港出張所	那覇空港	098-857-4468	098-859-1646	aqs.nap@maff.go.jp

★お問い合わせは緊急の場合を除いて FAX または E-mail でお願いいたします。

## 6. 対象となる動物種(2004年11月現在)

本手引書に記載される輸入条件の対象動物は、次の動物及びこれらの1代<sup>※1</sup>雑種となります。

動物種	科	属	種	学名 <sup>※2</sup>
犬	イヌ科	イヌ属	イエイヌ	<i>Canis familiaris</i>
猫	ネコ科	ネコ属	イエネコ	<i>Felis catus</i>

※1 1代雑種…その種と他種とを掛け合わせた1代目の交雑種のこと

例:オオカミ犬[イエイヌ×オオカミ]、サバンナキヤット[イエネコ×サーバル]

※2 出典 世界哺乳類和名辞典(平凡社、1998年)